旭川市告示第546号

次の書類の送達に当たり、送達することが困難なため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１１２条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２及び旭川市税条例（昭和４３年旭川市条例第２０号）第７条の規定により公示送達する。

なお、送達すべき書類は本市において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年１１月１０日

旭川市長　今　津　寛　介

１	書類の通知書番号	別紙のとおり
２	書類の保管場所	旭川市市民生活部国民健康保険課
３	納付場所	旭川市指定金融機関（旭川信用金庫） 旭川市収納代理金融機関 旭川市役所（各支所及び出張所並びに東部まちづくりセンターを含む。）
４	送達を受けるべき者	別紙のとおり
５	納期限	第４期　令和８年１１月３０日 第５期　令和８年１１月３０日 第６期　令和８年１２月２５日 第７期　令和９年　２月　１日 第８期　令和９年　３月　１日

公　示　送　達　名　簿

別紙

通　知　書　番　号	氏　　名	賦課年度	対象年度
１９１４０６５６	岩田　毅	令和８年度	令和８年度